

第 11 回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成 25 年 11 月 17 日 (木)
開会 午後 7 時 03 分 閉会 午後 9 時 09 分
- 2 場 所 関市役所 6 階 大会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- | | | |
|-------|-------|----------------|
| 1 号委員 | 阪野 貢 | 公募委員 |
| | 亀井 専 | 公募委員 |
| | 梅田洋子 | 公募委員 |
| | 黒田 勉 | 公募委員 |
| | 薫田文悟 | 公募委員 |
| | 安田光昭 | 公募委員 |
| | 野澤敬子 | 公募委員 |
| | 佐藤孝洋 | 公募委員 |
| | 西澤達也 | 公募委員 |
| | 澤井三男 | 公募委員 |
| | 増井紘昭 | 公募委員 |
| 2 号委員 | ○山中一義 | 関市自治会連合会会長 |
| | 長屋政明 | 関市社会福祉協議会副会長 |
| | 栗倉元臣 | 関商工会議所副会頭 |
| | 杉浦康弘 | (社) 関青年会議所理事長 |
| | 清水宗夫 | 関市青少年健全育成協議会会長 |
| | 高井奈津子 | 関市地域女性の会連合会副会長 |
| | 杉山ミサ子 | 関市NPO連絡会会員 |
| 3 号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授 |
| | 土屋康夫 | 元岐阜新聞論説委員 |
| | 北村隆幸 | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員
- | | | |
|-------|------|--------------|
| 1 号委員 | 後藤律而 | 公募委員 |
| | 濱岸利夫 | 公募委員 |
| | 濱島純子 | 公募委員 |
| | 杉山健二 | 公募委員 |
| 2 号委員 | 石井和典 | 関市老人クラブ連合会会長 |

		坂井勇平	岐阜県関刀物産業連合会会長
		浅野欽一郎	関市まちづくり協議会会長
5	その他の出席	事務局	桜田公明 森川哲也 相宮 定 中村亜由美
			市民協働課長 市民協働課主幹 市民協働課課長補佐 市民協働課主任主査

6 議事

(開会 午後 7 時 03 分)

事務局

みなさん、こんばんは。大変寒くなりましたが、本日はそれぞれお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。第 11 回関市自治基本条例策定審議会をただ今からはじめたいと思います。最初に鈴木会長からご挨拶いただきます。

会長

本日で第 11 回目の策定審議会になりました。今日は、前回皆さまから真摯なご議論をいろいろいただきましたが、その積み残した部分をご議論いただくということになります。はじめに少し運営に関わるについてお話しますが、前回たいへんご協力いただいたように、今回も委員の皆さんからできる限りたくさんの意見をいただきたいと思います。何度も何度もご発言いただけるようにしたいと思いますので、お一人で長く発言を続けるということをご容赦いただきたいと思います。私の方も運営上、十分配慮してまいりたいと思いますので、皆さんもご協力をお願いいたします。今日は後で資料の説明があると思いますが、前回ここで審議をした内容については、すべての項目について議論し終えた段階で確認をいたしますので、今日は前回やり残した部分からの議論に時間を使ってまいりたいと思います。本日はたいへん寒い中ではありますが、9 時までの間、中身の濃い議論が積み重ねて行けるようにしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

事務局

審議に入ります前に、皆さまの机の上に、いつものように前回の会議録が配布してありますので、中身を確認していただきまして、訂正がありましたら事務局までご連絡をお願いします。それでは早速条例の素案の審議の方に入っていきたいと思いますので、議長を会長の方

をお願いしたいと思います。

会長

それでは、早速はじめてまいりたいと思います。本日も皆さんに事前に郵送されました資料を活用してはじめてまいりたいと思います。それでは、資料の中の今日は3ページをご覧ください。資料の2と書かれていますが、ここから皆さんにご意見をいただきたいと思います。資料の3という別綴じのものについては、また一通り終わってから別途確認しますが、これは皆さんからいただいた意見を参考にして再度考査しましたので、一度お読みいただきたいと思います。それでは、3ページ資料の2のところからはじめます。まず、4の市民の権利と役割、2の市民の役割ですが、ここはもうすでにお読みいただいていると思いますので条文案については、繰り返しを避けたいと思います。ご意見があれば挙手をしていただいて、こちらから指名しますので、ご発言をお願いいたします。

委員

第1項のこの場合においてまちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることはありませんというところは省いていいと思います。参画しない人に不利益があるのか、5ページの事業者が地域社会に貢献しないと不利益があるのかと同じことになる。段々と疑い深くなってしまいますので、これは必要ないと思います。

委員

〇〇委員さんが言われたとおり、私も条文に入れなくても良いというように感じました。これはどちらかというと法的な義務として強制するものではなくて、主体的に行う責務としてまちづくりに参画するものであるので削除しても良いと思いました。

委員

このところは、他の自治体の自治基本条例を見るとほとんど入っています。というのは、参加する参加しないというのは市民個人の立場とか考え方によるわけですから、それは自由でないと問題が生じますので、私は逆にここは入れないと怖いことになると思っています。

委員

ここに書かれてあるとおりで不都合はないと思います。

委員

こういうとこで、関わる人と関わらない人というのは、市民の中でも大きく乖離していることが多い。そんな中で、この文を見たときに、ふとこの文を見た人に座布団をどうぞと差しのべたような含みがあ

るような言葉がけになっているのかなというように私は理解しました。うまく言えませんが、声の大きい人、意見を言える人ではなく意見を言えない人がいっぱいいる中で、そのような人を見たときに座布団をどうぞと出すようなそんな温かみのある言葉だと私は理解しました。

委員

1行目の認識という言葉は、自覚という言葉とどのように意味が違うのかお尋ねします。私は認識よりも自覚の方が良いと思います。それから、問題になっている不利益を受けないというのは、この文章の中に入れた方が良いと思います。

会長

その他の部分でも結構です。これまでの議論を踏まえて何かご意見はございませんか。

委員

先ほどの不利益が云々というところなのですが、私もそれは特に必要のかなと思いました。その理由というのは、不利益を受けることがないと書いてあるということは、たぶん何か受ける不利益が想定されているということだと思いますが、一体どんな不利益が想定されているのですかお聞きしたいと思います。

会長

むしろお考えがあればお伺いしたいと思います。

委員

私は分からないので、なくてもいいのではないかと考えています。もし、何か不利益があるのだよということであれば、不利益を受けないことを入れた方が良いと思います。

会長

〇〇委員は、特段想定されないから、なくても良いという意見ですね。

委員

具体的な不利益があれば、入れた方が良いと思います。想定されるものがあれば教えていただきたいということです。

委員

ここでは中身については分からないと思うのですが、参加したからこのような利益がある、あんたは参加しなかったから、このような利益はないということにさせない配慮の論理が見え隠れするのですね。都合によって参加できないこともあるわけで、あるいは言わなかった

から、あなたはそんな権利はないよと同じようなことになってしまいます。年齢も生活も違うわけですから、また参加したくてもできない人とかいるわけですし、参加する必要もないと思っている人もいるわけですから、それを一括して、参加しなかったから文句を言うなというような感じになってしまうと怖いなと思っているところです。

委員

私は、この場合において、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることはありませんということ、逆に前文を重たくしている。あとの文がない方がさらっといけると思います。かえって、その重要度が、この不利益を受けることがないということを書くことで重要度が5だったら、なしにしたら重要度は3くらいになり、軽減されるような文章の表現になる。逆にそんなイメージがします。このようなことを書くことによって、参画しないからと言って、不利益を受けることはないということは前文を逆に重たくしてしまっている。このあたりはさらっといってはどうでしょうか。

会長

この場合においてというただし書きが、その前を強調するのではないかというご意見ですね。これについて皆さんご意見はありませんか。〇〇委員さん、何かご意見があればお願いします。

委員

今日この素案を読んでいて一番引っかかったのは実はこの部分です。例えば市民が参画しますということを他の日本語で書くならば、私は参画しますという表現ならすっきりしますが、市民が参画しますというのは、ちょっと日本語として違和感がある。例えば参画できるというのであれば、客観的な表現になるのだらうと思います。そして、例えば、細かいことを言うと積極的にまちづくりに参画しますとあるが、この積極的は、どこを修飾しているのかよく分からない。ここに置くのではなくて、たとえば参画の前に置く方が文章としては良いと思います。そしてこの場合においてというのは、どういう意味を示しているのか。例えば、一方という表現でも良いのではないか。何か文章が重々しくなっている。それこそ中学生が読んでも分かるようなものが良いと思う。市民は、参画しますというのは違和感があり、日本語として成り立ちにくいと思います。むしろこの文章から言うなら、市民は参画できるとかという表現にした方が良いと思います。

会長

まだ、ご発言をいただいていない方で、ご自身のお考えがあれば

ひご披露いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

委員

私ばかりしゃべるので申し訳ないのですが、参画しますということができるということになりますとできないこともあるわけで、市民が参画できなくされてしまうこともあると思っています。しますというのは市民の主体性や積極性を表すということなので、しますということになり、そうすべきであると思います。そして、この場合云々というのは、この話を聞いていて勤労奉仕という言葉思い出しました。

会長

今の発言を分かりやすく、少し補足していただけますか。

委員

強制的にというか、先ほども申しましたように参画しないことで不利益は受けませんということは、やはり市民の主体性とか自律性ということと関わってくるわけなので、そのような意味合いなのです。それでキーワードとしては、戦前の言葉をぐっとイメージをしてしまいましたので、そのような状況になったら困るなと思い、勤労奉仕に参加しなかったら、お前何だと上から言われるのは、いかななものなのかということを感じたということです。

会長

この場合のまちづくりとは、いろんなレベルがあるのでしょうか。地域の寄合も含めて地縁や自治会が主催するまちづくり、近隣の組織が行うまちづくり、NPOの皆さんが主催して、やりたいことを行うテーマ型のまちづくり、そして行政が主催して、それに意見を言って、参加するまちづくりなど様々です。ここの場合、想定されるまちづくり活動というのは非常に多様であるということが一つあります。それからもう一つ、このようにただし書きをしたのは、他のまちでもそうなのですが、やはりこの自治基本条例が説明のところにもあるように市民が主役のまちづくりという不特定多数の人たちがまちづくりの主人公としてあらためて自覚を持ち、また認識を持ち、そして行政もそれを考えることでこのまちづくりを市民が主役だという時に、その市民もまちづくりと同様に非常に多様であるということです。その中で従来の立場から積極的に関われる人もいるし、それから市民というと住んでいる人だけでなく、ここにたまたま仕事で来たり、学生のように通学しているような人がいたりということで、まちづくりやそのまちの事柄について認識とか関わり方の濃淡があるわけで、市民が主役のまちづくりのところが非常に多様であるということからこの

ようなただし書きをつくって、それで市民が自覚をして参加してもらうのだけれども、別に参加しないことで不利益を被るものではないということを少しくどいようですが表現することが一般的には考えられるということなのです。ですから、まずはそのような意図だということをご理解いただいても良いかと思います。ただ、これが非常にくどい、重いというご意見もあるので関市ならではの判断もあると思いますので、そこは皆さんが判断していただいても良いと思います。

委員

まちづくりに対して参画する方法論的なことは2番ですが、自主的に活動を行い、自らの発言や行動に責任を持ちますということにくっつてありますので、1番はもっとくだいて言ってもいいのではないかという気がします。ですから最初に市民は、まちづくりの主役ですと切ってしまい、生涯において積極的に参画する。そして私は、参画するという言葉には抵抗があるのですが、参画という言葉は行政がよく使う言葉だという気がします。ですから生涯において積極的にまちづくりに参加しますということで良いのではないかという気がします。それからこの場合における部分についても省いて、2番に委ねた方がスムーズであり、市民にとってもすんなり受け入れられると思います。

会長

皆さんからいろいろなご意見をいただきました。1の方の文章の修正の提案もいただきました。それでは、ここで他のところと調整しながら、一度たたき台をつくります。そして最終的に皆さんにご意見をいただきますが、少なくともおおよそその皆さんのご意向を確認するという点で皆さんからご意見をいただきたいと思います。ここで決定ではありません。おおよそそのご意向の確認です。まず、この場合においてというところから以降については、この部分がある、いないということで意見が分かれてましたが、ここはいないというご意見が多いということで判断してよろしいでしょうか。それでは、一方でいるという意見もありましたが、この場合において以降については、一度削除するかたちで検討します。ただし、その意図が2に反映できるように文章も検討します。それから文章提案もありましたので、市民はまちづくりの主役です。そして生涯にわたってまちづくりに積極的に参加しますという表現の提案をいただきました。それを参考にするということで前に進んでよろしいでしょうか。ちなみに2の方は、大きく

修正提案などありますか。ないようなので先に進めてまいります。

委員

市民が、まちづくりの主役ですというのは、そのとおりなのですが、基本原則のところに市民が主役のまちづくりという文言が入っているので、その整合性はどのように考えるのか。それは原則だからということでよろしいのでしょうか。そこで言っているわけですから、それを条文でまた市民は主役ですということだと重複するのではないかと思います。私はもう少し長い文章の方が良いと思います。

委員

生涯にわたってという時世を入れると他にもそのようにすべて時世を入れなければならないので、私は必要ないのではないかと思います。

会長

それでは、このところについては、今、お二人から指摘もいただきました。時世というものをあまりくどくどと使うと文章が複雑になってしまう。また今日は振り返りをしますが、この間の基本原則にもうたっているところと重複するというご提案をいただきましたので、そのあたりを尊重して文案を検討していきたいと思います。それでは4ページをご覧ください。子どもの権利についてご意見をいただきたいと思います。

委員

子どもの権利は、やはり条文を見て子どもが喜ぶような条文に変えた方が良いでしょうと思います。まず、まちづくりに参画することができますと書いてありますが、参画というのは、辞書で調べますと参画というのは事業、政策などの計画に加わることを参画というところがあります。子どもが参画するということは、それはそれで問題ないのですが、それよりも私は文言そのものをそっくり変えてしまって、子どもは健康で文化的な生活を享有し、いずれの区域においても能力に応じて等しく教育を受けることができますというように変えた方が、子どもも親も非常に喜ぶと思います。また、子どものどもを漢字にするかどうかの議論は、下にも書いてありますが、なかなか難しい。この子どもを漢字表記にするかどうかは、少子化基本法など、ひらがなを使っている法律はたくさんあるのですが、それだけでは、なかなか判断できない内容です。

会長

今の〇〇委員の発言は、教育基本法のことなので、ちょっとまちづ

くりでは、もう少し、的を絞って考えた方が良いと思います。

委員

私も案のままで良いと思います。また、参画もこのままで良いと思います。子どもは子どもなりに関市のことについて責任を持って、大人と一緒にまちづくりを進めていきたいと思いますという意味合いなのでしょうから、これでいいと思いますが、子どもの権利だけが、ここでは出てきていますが、ここは子どもだけでいいのかということが引っかかっている、子どもを社会的弱者と考えたときに障がいのある方とか、高齢者についてもどこかで触れておいてほしいと思います。とりわけ障がいのある方について、どこかで触れておいてほしい。子ども、障がいのある人、高齢者等の権利とかというようにしていただくと社会的に弱い立場におかれている方々もまちづくりの主役としてがんばってほしい、一緒にやっていきたいと思いますというメッセージが含まれ、まちづくりとしては良いのではないかという思いを持っています。

会長

このところは、子どもの権利は、子どもの権利としてこの条文案はいいだろうと思います。ただし、これからの社会の担い手というところと社会的弱者というところと少し重なるかもしれませんが、そのようなことに言及する条文もあった方が良いという考えでよろしいでしょうか。

会長

皆さんの意見としては、ここは切り離して考えるということで、よろしいでしょうか。この部分は、関市ならではの感じがします。

委員

〇〇委員は、障がい者に関しては、子どもは、子どもというかたちで、これとは別につくられるということでお話になったと思いますが、障がい者というくくりはできるだけない方がいいと思います。最近、特別支援学校に伺う時に、できれば身障者とか障がい者というように思われないように社会に出ようとしている障がい者の皆さんがいます。それを覆すというか、そのように偏見で見てしまうような条文をつくってしまうと逆にノーマライゼーションという言葉がなくなってしまうように思えるので、例えばそのような言葉は、なくした方が良いという考えもあると思います。

会長

それでは、まず子どもの権利という条文案については、これでよろ

しいでしょうか。先ほど〇〇委員さんにご指摘いただきましたけれども確かに教育基本法に重複する部分があるので、このところはもう少しまちづくりに絞って特化した方が良いという意見がございました。〇〇委員さんの意見の意図はこの文章の中に含まれていると思いますので、この部分は現行のままということでもよろしいでしょうか。それから障がいを持つ人の権利については、提示している条文には含めていませんので、ここは後で検討するということでもよろしいでしょうか。新たな項目については全体との関わりで、どのようにするかという判断で皆さんにご議論いただきたいと思いますので、一先ず進めていきたいと思います。それでは 5 ページをご覧ください。4、事業者等の社会的責任の項目について、ご意見をいただきたいと思います。

会長

意見もないようなので、ここは現行のままでいきたいと思います。それでは次の 6 ページをご覧ください。今度は議会の役割というところです。1、議会及び議員の役割についてご意見をいただきます。ここは 3 つの項目に分けて条文案をつくっています。

委員

最初にこの審議会に参加する動機を尋ねられた時に、私は議員さんの対応についていろいろ提案したいと思いました。この 3 項目の中の 3 番ですが、議員は、議会運営のための情報や自らの活動を市民に報告するよう努めますとありますが、この 1 行だけでは足りないのではないかと思います。選挙の時に、よろしくお願いしますというだけである。過去もそうだが、選挙のたびにそれしか聞いたことがない。簡単にいうと、会津若松で議員が 5 人でチームをつくって、党派を超えて市民の前で議論をするということがある。それをある議員さんに提案しており、市を通じて会津若松市に問い合わせたとも聞いている。とにかくこのような市民の前で議員さんが議論するようなことが、年 1 回でもあれば、もっと市民の市政に対する関心が高まると思います。議員さんのこのような活動で市民のレベルも高まると思いますので、ぜひ行っていただきたい。

会長

むしろ、〇〇委員さんに具体的に 3 の項目に言葉を入れてほしいのですが、いかがでしょうか。

委員

党派を超えて、4 人ないしは 5 人でチームを組んで、各地域に出か

け市民前で議論するということであり、具体的に入れる文言はまだ考えていません。

委員

少しきついのですが、ここは努めますとなっているので、別に努めなくても良いと言える。努めなければならないにしようときつかなと思います。中間をとって、努めるものとする少し柔らかい表現をとってはどうか。

委員

議会及び議員の役割について、今までの項目で、市民にも責務がある、事業者にも責務がある、行政にも責務がある、しかし、なぜ議員だけ責務がないのか。議員は我々市民の代表なので、もっと重きをおいてもいいのではないかと思います。議会及び議員には役割だけで、責務がないという点については、もう少し詰めていかないといけないと思います。

会長

動詞の使い方を責任や義務的なものが感じられるように表現を変えていくということですね。今のご発言の関係からすると今日の資料の3ページに市民の役割とありますが、その2で、自らの発言や行動に責任を持ちますとここで言及されています。それからもう一つ5ページの事業者等の社会的責任で、事業者等は、自らの社会的責任を自覚しという項目があります。この2つと比較して議員が努めるという表現では、市民の代表として役割を果たすには十分でないのではないかとということによろしいでしょうか。

委員

私は、2の市民の意見を聞くだけでは、物足りないと思います。聞いて終わりではなくて、それを議会に反映するように努めますということが必要だと思います。聞いたことを取捨選択して議会に反映することが大切です。

会長

今の発言を確認します。議員は、市民全体の利益を向上させるために、市民の多様な意見に耳を傾け、そして議会に反映するよう努めますということを一つの文案としてご提案いただきました。そして次に3番ですが、議員、議会運営のための情報や自らの活動を市民に報告するよう努めるものとする、または努めます、あるいは努めなければなりませんに変わるという意見だと思いましたが、この点についていかがでしょうか。

委員	3番のところの報告するよう努めますというのは、先ほど〇〇委員さんが言われたようにもう少し拘束力があり、責任のある表現が良いと思います。議員は、一定の報酬をいただいているので、その辺の責任もあるのではないかと思います。きつい言葉ではなく実行させるような表現で文章を作成してほしい。
委員	3項は、基本としては努めなければならないという意味なのですが、先ほど市民とか行政とかという責任を考えますと報告する責任を持ちますとか、責任がありますではどうでしょうか。市民とか行政の条文との整合性で考えていけば良い。それから2項についても努めますとなっていますので、これでは努めなくても良いことになるので、ここも責任のある書き方に変えておいた方が良いでしょう。
会長	今のところは、3ページの市民の役割のところの表現と整合性を図ったかどうかというご提案でした。今のはたいへん分かりやすい指摘でしたね。例えば3項についてだけ、議員は、議会運営のための情報や自らの活動を市民に報告する責任を持ちます。これはまちづくりに限定したものではなくて、まちづくりの主役である市民の中から選ばれた者として、まちづくりの土台の部分や予算など周辺のことも含めて関わっていくので、広がりを持った表現にしていくことが良いかもしれませんね。
委員	責任とかという表現ではなくて、ストレートに報告しますではダメでしょうか。その方がすっきりすると思うのですが、どうでしょうか。
会長	それでは、その上の議員は、市民全体の利益を向上させるために、市民の多様な意見に耳を傾け議会に反映しますというように調整した方が良いでしょうということになりますね。
委員	市民は聞く権利がある。その権利に対して義務があるという言葉を使ってはどうでしょうか。努めますではなくて努める義務があるというニュアンスではダメでしょうか。1、2項ですが市民の期待に応えとか、市民全体の利益を向上させるためになどは、ない方がすっきりするのではないかと思います。

会長	今のところをまとめますと、1は、議会は、市政の重要事項の決定並びに行政運営の監視及び評価を行います。2は、議員は、市民の多様な意見に耳を傾け議会運営に反映します。そして3は、議員は、議会運営のための情報や自らの活動を市民に報告します。これについては、義務規定の方が良いという意見もありました。
委員	この条例が施行されても具体的に行動されなければ、この文言を変えることはできるのか。
会長	このことは、最後のところでできますが、状況によって今のような義務規定に切り替えた方が良いという声を上げればできるようになっています。それからもう一つ言うならば、〇〇委員さんが、先ほど言われた委員会単位で党派を超え地域に出て、政策説明会だとか、あるいは市民との懇談会だとか、そのようなことがこの自治基本条例でできることによって議会基本条例を策定する際に具体的に盛り込まれていくように思います。実際、この自治基本条例をつくることになる議会基本条例というものをつくって、より具体的に議員として、議会としての行動規範というものを明確にしなければならないということに結びついていくようになるので、むしろそのようなことを監視していただくことが重要だと思います。ここは、むしろ基本的なことを明示した方が良くと思います。それで〇〇委員さんのご指摘も反映できると思います。
委員	題目は、議会及び議員の役割で終わるのか、ここに議会及び議員の役割と責務、あるいは議員の責務とか、題目に責務があった方がいいと思います。他のところもそのようになっていますので、議員は役割ではなくて、議員の責務という表現が他では多いし、題目に責務と入れておけば、それでうまくまとまって良いと思います。
委員	先ほどの2番では、市民の多様な意見に耳を傾け反映しますという言葉は、多様な意見を聞いて、意見の中には非常に極端な意見もあったりしますので、市民が俺の言ったことを反映していないじゃないか、条例に反映しますと書いてあるじゃないかというように言ってくると困るので、私は努めますくらいがちょうどいいと思います。議員はいろいろな意見を聞いて、これは言わなければならない、これはちょっとおいておきたいと取捨選択できるような幅もないと聞いたこと

を全部反映するということでは、議員さんは気の毒だと思います。

会長

主語は議員なので、議会に反映するという権利はあっても、多数決の原理が働くこともあるので、達成できないこともある。その場合にどうするのかということになるので、これは矛盾するということから認められないのではないかという判断になっていく可能性があるので、今のご指摘はあり得ることです。ですからここは、努めるという表現でどうでしょうかということです。

委員

いろいろ用語の定義があるのですが、何々をしなければならない、何々をするものとする、何々をしますといろいろな言い方があります。何々をしなければならないということは、何々の規程があつて、何々しなければならないというように、前に規定などがあるわけなのです。必ず関連する規程とか、要綱とか、要領とかあつて、これに基づいて何々をしなければならないと言い切る文章になる。その使い方はこの条例全てに関わってくるので、そこをきちんと整理しないといけない。言い方はきちんと考えないと行政用語として、いろいろ問題が出てくると思います。

会長

これは、あとで全体を通して一度みんなで確認する作業を行います。ご指摘のとおりなので、十分気を付けたいと思います。あくまでも自治基本条例は、市政運営の基本的な考え方を示すものです。また、よく理念条例という言い方はどうかと思いますが、市政運営の基本的な考え方を示すということでもあるので、極力何々をしなければならないという義務規定というのは慎重にならなければいけないと思います。それでは、皆さんからいろいろなご意見をいただきましたけれども、ここで確認をさせてください。〇〇委員さんから1と2に関わることですが、市民の期待に応え、そして2のところで市民全体の利益を向上させるためにというこの表現はなくても良いのではないか、という指摘をいただきました。これについてはどうでしょうか。

委員

私は、なくても良いと思いました。当然のことでもあるし、それ以外のことも考えられるので、この部分はなくても良いと思います。

会長

今、そのようなご指摘をいただきましたが、ちょっと確認しますね。ここは、なくてもよろしいでしょうか。

会長

それではないかたちで文案をつくってみます。それから 2 番のところは、〇〇委員のご指摘いただいたことを含めるとここは現行のままか、あるいは議員は市民の多様な意見に耳を傾け議会に反映するよう努めますにとどめておくことが大事ではないかというご指摘でしたが、このようなかたちでよろしいでしょうか。それから 3 番目ですが、議会運営のための情報や自らの活動を市民に報告しますとしてよろしいでしょうか。そして、最後に題目ですが、議会及び議員の役割か、役割と責務か、責務だけが良いのかいずれにしても責務という言葉を入れるということでよろしいでしょうか。それでは議会及び議員の責務ということで一度作成してみます。それでは 7 ページをご覧ください。今度は行政の責務です。こちらの条文についてご意見いただきたいと思います。

委員

8 ページに市長は、市民の意見を直接聴く機会を設けるとあるので、行政の責務のところも、行政は、議会の議決や法令等に基づく事務を執行するにあたり、市民の意見を直接聞く機会を設け、市民の意思を反映させなければならないというように変えた方が良いでしょう。

会長

市民の意見を直接聴き、その意思を反映させなければなりませんという主旨ですか。

委員

公聴会のような機会を設けるということです。

会長

直接聴きということは、市民の意思を確認する機会や場を設けるということですね。

委員

直接市民の意見を聴くということなのですが、議会も市民の多様な意見に耳を傾けとなっていますので、あまり付け加えて文章を複雑にしない方が良いでしょう。このままの方がすっきりしているのではないのでしょうか。

会長

議会の議決や法令等に基づく事務を執行するにあたり、市民の意見を反映するとありますが、ここでは、法令に基づくということがポイントです。

委員	議会の議決や法令等に基づく事務を執行するにあたりとありますが、ここは事務という表現でよろしいのでしょうか。業務という言い方もあるし、事務のほかに現場の作業もあると思うのですが、事務を執行するということではよろしいのでしょうか。
事務局	地方自治法の中では行政が行う業務全般を自治事務と表現をしていますので、皆さんが思っている事務だけでなく、業務を含んだ表現になっています。
委員	表現が行政と民間では違うということが分かりました。
会長	ここは、先ほど市民の意思を確認するというご意見もいただいたのですが、あまり複雑にすると分かりにくいというご意見もございました。法令に基づいて行うことなので、大事なことは市民の意見を反映するという文言を付加するだけで、なるべくここは簡易化することによって現行のままでよろしいでしょうか。〇〇委員さんのご意見は、文案の中で反映するよう努めますので、文案ができましたら確認してください。それでは、8ページをご覧ください。ここは1から4まであります。これについて皆さんのご意見をいただきたいと思います。
委員	簡単な話なのですが、自治体経営という言葉は自治体運営じゃないかと思うのですが、経営という言葉を使うのか疑問であり、経営という表現が適切かどうか検討していただきたい。
会長	自治体運営という言葉の方が見聞きすることは多いですが、関市の場合はどうかということを確認します。
委員	2番の市長は、市民のために持続可能なまちづくりとありますが、持続していれば良いのかと思ってしまいます。もう少し、将来を見据えたとか、将来を展望したとか、夢のあるような表現にしてほしい。持続可能という表現を使うと継続するだけで良いのかということになり、それでは、少し弱いと思います。
会長	関市では、持続可能な何々という言葉は一般的に使わないのですか。
委員	流行語の感じが無きにしも非ずですが、あちこちでよく使います。

委員	持続可能には、継続可能という意味と将来的な展望も見据えたという意味も入っている言葉として世の中では認識されていると思います。このように唐突に出てくるとそのように思われがちですが、このままで良いと思います。
会長	持続可能ではなく、市長は、市民のために将来を展望したまちづくりを推進しなければならないという提案ですが、どうでしょうか。
委員	最近この持続可能という言葉は、英語で表記されることがあります。サステイナブルという表現だったと思いますが、これは概念なので、このままで良いと思います。
会長	ここは、ひとまず持続可能という表記で進めてみたいと思います。また、あとのところと調整し、もう少し関市らしい表現があれば、考えるということによろしいでしょうか。ただ、関市の総合計画など他の計画で持続可能という言葉が使われているのなら問題もないと思いますので、そのあたりも参考にして考えたいと思います。
委員	私は、まちづくりということなので将来を見据えたという表現が良いと思いました。持続可能というような停滞した表現では、まちづくりにふさわしくないと思いました。あとは任せます。
会長	最近では持続可能という言葉も維持可能という言葉に変える人もいますけれども関市の場合はどうか一度確認します。ただ、今の〇〇委員の発言は大変前向きな発言だと思いますので、その点は踏まえて素案を作成したいと思います。
委員	私も市長に積極的になっていただきたいので、持続可能をとってしまって、将来を展望したまちづくりを推進するにした方が良いと思いました。
委員	それでは、将来を見据えた、将来を展望した、あるいは持続可能などこのあたりについては調整して原案をつくっていきます。それを皆さんでチェックしてください。

委員	将来を見据えたとかという少し突っ込みたくなるのですが、例えばある市長が、これは将来を展望した自分の考えだと言い切ったとしても、まったく逆のこともこれまでの例であるわけです。〇〇委員はこの持続可能を現状維持ととらえているのだと思いますが、これはそうではなくてこの持続可能という言葉はもっと幅広い意味を含んでいるということをご理解いただいた方が良いでしょう。その思いには、大賛成します。
会長	ここは、お任せいただきたいと思います。それでは 9 ページをご覧ください。3 番、職員の責務についてお伺いします。
委員	職員は、市民全体の奉仕者とありますが、この奉仕者という言葉がどうもしっくりこない。職員は、職員であって市民でもあるので、もう少し違う言葉で、例えばまちづくりのオブザーバーとか下支えとか、行政と市民を連結する、あるいは結びつけるというような言葉を使った方が良いでしょう。
会長	これも関市らしい表現があれば良いでしょう。何か良い表現はないでしょうか。いずれにせよ、この奉仕者という言葉はもう少しやわらかく実態に即した方が良いでしょうというご指摘でした。
委員	この表現では、行政の人は気の毒だなと思いました。公正かつ誠実に職務を行わなければならないとありますが、それだけでいいのか。そこには英知がなければならないので、公正かつ誠実に英知を発揮し、職務を行うという表現が良いでしょう。やはり行政マンには、持っている能力を最大限に引き出して職務を行っていただきたい。公正かつ誠実はやる気も出ないし、せつかくのタレントも台無しになってしまいます。英知を発揮するとか、計画性をもって職務を行ってもらいたいと思います。
会長	非常に前向きなご指摘ですね。ちょっと確認します。職員は英知を発揮し、職務を行わなければならないという文言を入れるということではよろしいでしょうか。
委員	前段で、知識の習得と能力の向上に努めと入っていますから、そこにまた英知という言葉が入ってしまうとダブるような感じがします。私は、ここは、奉仕者という言葉何か良いものに変えていただければ、他は

このままで良いと個人的には思います。

会長

奉仕者という言葉を変えるだけで良いということですね。

委員

〇〇委員のとおりで、私も知識の習得と能力の向上という言葉が入っているのが気になりました。そこで 2 つほど提案します。英知を発揮という言葉は、そこで獲得したものが英知になるわけで、または、計画性をもって、いわゆる先を見通してやっていただきたい。職員には能力を最大限に発揮してほしいという期待を込めた表現です。

会長

先ほど〇〇委員さんから指摘していただいたことですが、市民全体の奉仕者というところをもう少し、噛み砕いて表現できないかというご指摘がありました。例えば、職員がパートナーという表現もちょっとつまらないですね。

委員

2 番の方でもうたっているので、市民全体の奉仕者をなくしてはどうでしょうか。

会長

そうですね。内容が重複する部分もあるので、市民全体の奉仕者はカットしてはどうでしょうかというご指摘です。それから、知識の習得と能力の向上に努めという表現があるかどうか、あるいは英知を発揮するという表現があった方が良いのかという意見もありましたが、このあたりについてご意見ありますでしょうか。何か文章全体でご意見いただけないでしょうか。職員は、知識の習得と能力の向上に努め、公正かつ誠実に英知を発揮して職務を行わなければなりませんという意見と職員は、知識の習得と能力の向上に努め、公正かつ誠実に計画性をもって職務を行わなければなりませんという意見があります。

委員

いっそのこと知識の習得と能力の向上に努めることは職員のあたり前の責務ですので、努めるまでを省いて、習得した知識と能力を発揮して職務を行わなければなりませんとつなげてはどうでしょうか。習得した知識と能力が英知だと思います。

会長

確認します。職員は、習得した知識と能力を発揮し、公正かつ誠実に職務を行わなければならないでよろしいでしょうか。

委員	1の市民全体の奉仕者という言葉は、ちょっと違和感があるという話だったので、2番の地域社会の一員であることを自覚しを1番にもっていつて、職員は、地域社会の一員であることを自覚し、知識の習得と能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行わなければなりませんし、2番は、職員は、市民と信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進しなければなりませんとした方が良いと思います。
会長	職員の位置付けを最初に持ってきた方が良いということですね。どのような立場で責務を語るのかということは、地域社会の一員であるという自覚を最初にもっていった方が分かりやすいということですね。
委員	知識の習得とか能力の向上とかというところは、もちろんのことなのですが、一番大事なことは、やはり広く世界に目を向けてほしいということです。この関市というところに立つだけではなくて、その世界というのも、ワールドという意味ではなくて、他の地域とかすべての地域を指しているわけで、広く世界に目を向けていただきたいと思います。だから、むしろ市民全体の奉仕者をとって、それを入れていただきたい。そうすると先ほどご提案のあった地域社会の一員であることを自覚してということは、定義はここに置いておいた方が、市民と信頼関係を築いたりとか、協働してまちづくりを推進しなければならないという説明につながっていくと思うので、ここは、そのままで良いのではないかと考えます。
委員	〇〇委員が提案された英知という言葉は、あった方が良いと思っていてまして、職員は知識の習得と能力の向上に努めとは、継続的に計画的に努めてもらわなければ困るということで、習得した知識ということになってしまうと限定的になってしまう。絶えず努めてほしいと思いから、向上に努め、その上で英知を発揮して公正かつ誠実に職務を行うという方がすっきりすると思います。
会長	もう一度言ってもらえませんか。
委員	職員は、知識の習得と能力の向上に努め、その英知を発揮して公正かつ誠実に職務を行わなければなりません。
委員	私は、職員にこの1番で2つのことを求めました。常に勉強、研修し

てくださいということ、これが職員の一つめの責任だと思います。それから、公正かつ誠実に職務をやってくださいということ、この 2 つがあると思いました。

会長

それでは、皆さんからたくさんご意見をいただきましたけれども、このように修正してはどうでしょうか。職員は、知識の習得と能力の向上に努め、英知を発揮し、公正かつ誠実に職務を行わなければなりません。それから、職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民と信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進しなければなりませんというようにとりあえずまとめてはどうでしょうか。先ほど〇〇委員さんから、地域社会の一員であることを自覚しというところですが、これはまちづくりにかけた方が、いいのではないかとのご指摘をいただきましたが、ひとまず文案としてこのように変更させてください。それから、職員は広く世界に目を向けは、グローバルとローカルということで地域社会に重ね合わせ、そのような表現や主旨を反映できるか試みたいと思いますが、よろしいでしょうか。その次、10 ページをご覧ください。7 の行政運営、1 の総合計画についてです。ここについて、実は私の方でちょっとミスがありまして、大変申し訳ございませんが、大事な 1 文を入れ忘れてしまいました。1 の最後のところでこの文章を追加ください。なお、基本構想は議会の議決を必要とします。関市では基本構想は、議会の議決をもって成立していますので、その大事な文案を入れ忘れてしまいました。では、このことを踏まえた上で、ご意見をいただきたいと思います。

会長

これについては、現行のままでよろしいでしょうか。それでは、総合計画については、原稿のままとしたいと思います。それで 11 ページをご覧ください。財政運営についてですが、これについて、ご意見いただきたいと思います。

会長

これについてもよろしいでしょうか。それでは 12 ページをご覧ください。行政評価に関することです。この内容についてご意見をいただきます。

会長

これについても現行のままでよろしいでしょうか。それでは 13 ページをご覧ください。危機管理です。この内容についてご意見をいただきます。

委員	最後のところですが、危機管理を迅速に努めるというように迅速という表現を付け加えてください。
会長	ちょっと読んでみます。行政は、自然災害、重大な事故などの様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関との連携を図り、危機管理に迅速に努めます、あるいは速やかに努めます。
委員	それよりも危機管理を努めますでは、弱いと思います。もう少し強い言葉でお願いしたい。ここは強くいってもいいところである。それから危機管理は起こる前と起こってからがありますので、迅速というのは、当然起これば迅速に行うので、起こる前は慎重にきちんと行ってほしい
会長	このところは、先ほど〇〇委員さんが言われた点は、法律で事態によって迅速に対応することは幾重にもうたっておりますので、むしろ大事なのは事前の危機管理というところなので、そこをここでは限定して表記してあるということをご理解ください。それでは、〇〇委員のご指摘の意図も含めて〇〇委員が言われましたが、努めるでは弱いので常に意識を払ってしっかりやらなければいけないという意見でしたので、ここは、危機管理に努めなければなりませんという主旨でよろしいでしょうか。それでは、ここは危機管理に努めなければなりませんという文言にひとまず修正したいと思います。
委員	この危機管理は、防災に関することだけなのでしょうか。また起きてからのことでしょうか。
会長	災害が起きる前から十分危機管理に努めるということです。
委員	起きる前、起きた時、起きた後、言い換えれば予防と発生後の処理など分けて考えた方が良くと思うのですが、この表現でよろしいのでしょうか。
会長	ここでの危機管理というものは、説明にも書いてありますが、各種災害等緊急事態に対する事前の備えということであり、その備えをしっかりやらなければならないということがここでは求められています。発生した場合には、法律に基づいて具体的には県の指示にしたがって、市は迅速に動いていかなければならないので、ここでは事前の備えることま

でに留めておいた方が良いということになると思います。これについては間違いありません。それでは14ページをご覧ください。情報の共有についてです。この内容についてご意見いただきたいと思います。

委員 ここは基本原則のところでも言ったのですが、相互に情報を提供しないと相互の共有というのはできないだろうと思います。共有だけですと情報を持っている方がある情報しか出さないという問題も生じてくると思います。提供という文言を共有の前に入れてほしいという思いです。

会長 互いに情報を提供・共有するという主旨の言葉を入れた方が良いというご指摘でした。

委員 そうであるなら互いにではなく互いの方が良いと思います。それぞれの持っている情報ということならば、互いの情報がよろしいと思います。

会長 市民、議会及び行政は互いの情報を共有し、まちづくりに努めますということですね。

委員 2番のはやくという言葉ですが、すみやかにに変えてはどうでしょうか。

会長 そのように書いたつもりでしたが、こちらのミスです。すみやかはひらがなか、漢字かどちらがよろしいでしょうか。漢字で速いということでもよろしいでしょうか。それでは確認いたします。先ほど〇〇委員から互いに情報を提供・共有ということで提供という言葉を入れた方が良いという意見をいただきました。〇〇委員さんからは、その主旨を汲むのであれば、互いの情報を共有に表現を変えた方が良いのではないかとのご意見をいただきました。皆さんどうでしょうか。

委員 こだわりますが、やはり提供がないと共有できないというのが前提であると思います。今の状況を考えますと提供という言葉はぜひ入れてほしい。

会長 互いの情報を提供・共有するという主旨を文案に反映するということがよろしいでしょうか。15ページをご覧ください。個人情報の保護に関することです。これについてご意見をいただきます。

委員	適切な前に慎重を入れて、適切かつ慎重に取り扱うとしてはどうでしょうか。
委員	先ほど法令の話が出たときに言おうと思っていたのですが、法令遵守ということであれば、個人情報保護法にかかってくることなので、コンプライアンス的な言葉が追加されると良いと思います。
会長	コンプライアンス的な文言というとどんな言葉でしょうか。個人情報保護法及び条例に基づくことということで、書き込む余地はあまりないところなのですが、法令遵守という言葉をややく入れた方が良いとなるとどこかにかけた方が良いでしょう。
委員	それで、私は慎重という言葉を入れた方が良いと言ったのですが、どうでしょうか。
委員	もう一言、公平と入れてほしい。
会長	その主旨を汲むかたちで、適切な前に慎重を入れて慎重かつ適切という表現で留めさせてください。それでは 16 ページをお願いします。説明責任のところですが、ご意見ををお願いします。
委員	くどいですが、情報を提供という言葉を入れてほしい。そして 2 項ですが、この答えはこれでよろしいでしょうか。これはミスプリですか。
会長	行政は、市政運営の様々な情報を提供し、市民に分かりやすく説明しますということではよろしいでしょうか。
委員	今の件について付け加えるならば、市政運営の様々な情報を市民に提供し、分かりやすく説明しますとしてはどうでしょうか。
委員	この市民にというところを市政運営の前に持ってれば、良いのではないのでしょうか。
会長	行政は、市民に対し市政運営の様々な情報を提供し、分かりやすく説明しますということではよろしいでしょうか。それから 2 項のところでは

が、この答えますは、要望に回答するという主旨です。応じるではなく、この文案のとおり、この答えますでよろしいと思います。

委員

市政運営の様々な情報ということですが、区別がなかなかできないので、今までの議論を聞いていても、ちょっと情報というものについて共通認識がないように思います。だから私は以前にも言っていますが、情報の定義をつくった方が良いと思います。市政運営の様々な情報というのは、市が保有する情報だと思います。その前の個人情報のところの情報は、法律に基づく個人情報であり、14 ページの情報の共有は、先ほどの話を聞いているとお互いの情報となる。お互いの情報を共有することが市民の意向であればそれはそれで良いのですが、互いに情報を共有するということは、市が持っているいろいろな情報は、市が保有する情報のことなので、その点はしっかりしておかないといろいろと問題が起きてくると思います。

会長

分かりました。それでは、最初にお約束したとおり、そのような箇所の説明があるかないかについては、別の時間に設けますのでこの表記についてご意見をいただきたいと思います。それでは 17 ページをご覧ください。参画と協働についてです。1 の審議会等についてご意見がありましたらお願いします。

委員

1 番と 2 番のどちらも原則としてとありますが、2 番は分かるのですが、1 番は原則としてという表現が逃げ道になるのではないかと思いますので、ぜひ外していただきたい。

委員

1 番の項目なのですが、原則として公募による市民を含めるとあり、この中身なのですが、言葉が適切でないかもしれませんが、専門委員のほか公募による市民も含めるとしてはどうでしょうか。専門委員という言葉が適切かどうか分かりませんが、専門委員を加えておかないとすべて公募の委員になってしまうと思われるからです。

会長

このあたりは、市の実情とか踏まえて一度考えなければいけないところだと思います。公募委員だけじゃなくてというところは重要な指摘だと思います。そして原則という言葉も外した方が良いということですね。

会長	その他意見は、ございませんでしょうか。それでは今のご意見を踏まえて原案を修正いたします。次に 18 ページをご覧ください。住民投票です。こちらの内容についてご意見があればお願いいたします。
委員	1 番は、これは良いと思います。その次に、住民のうち選挙権を有する者の 50 分の 1 の連署を持って住民投票ができるよう実施に関する条例を市長に請求できますとし、その次に、議員は 12 分の 1 の賛成により住民投票の実施を市議会に発議できますと加えた方が良いと思います。あとはこのままで良いと思います。
会長	別に条例で定めるという表現ではなくて、今の内容を加えるということですか。
委員	項目の 1 を市長が住民投票をできること、2 を住民が請求できるということ、3 を議員が 12 分の 1 の賛成で請求できることにした方が良いと思います。
委員	説明のところに常設型と個別型の 2 つの条例のパターンが考えられますとありますが、この文案だと常設型なのか個別型なのか、どちらになるのでしょうか。私はぜひ常設型の住民投票条例ができるといいなと思っていますので、そのことが反映できればと思っています。
会長	先ほど〇〇委員さんの発言と関連するのですが、ここの自治基本条例の中で、書いても書かなくても住民投票については住民投票条例を制定しなければなりません。その住民投票条例の中にいくつかの規定を書き込んでいくので、ここはなるべく簡易に留めておいて構わないというのが一般的な考え方です。それから今の常設型、個別型というのは、別途条例を定めてとありますので、その際に関市の住民投票はこのような条件で行いますとするのか、個別の事案によって条例をつくって住民投票を行うのかということです。そのあたりは、この自治基本条例の中で特に決めることではないかもしれませんが。ひとまずここは、このような文案でよろしいでしょうか。今のご指摘のところは自治基本条例ができますと住民投票条例の策定の検討に入っていきますので、そうするとその中で触れますので、そこで検討いただきたいと思います。
委員	住民投票というのは、市長だけが音頭をとれるのか、それとも住民だ

けでも音頭をとれるのか、もし住民だけでもとれるのだったら市長はという言葉は必要ないと思います。また、それは抜きにしても住民投票を実施することができますということが、別に法律でうたっているのだったら、あえてできますとしないで、実施しますとした方が良いのではないのでしょうか。

会長

まず、説明のところを読んでいただくと分かると思うのですが、住民投票は、住民の意見を市政に直接反映する手段として、直接民主制の手法である住民投票が実施できることを規定するものです。住民投票は、市政の特に重要な事項に関して、住民に直接意見を聞き、その意見を市政に反映できる仕組みとして、自治基本条例に住民投票を規定することはい大変重要なことです。そして住民投票を実施するためにその手続きとして、別途条例を定めますけれども、それを常設型とするか個別型とするか、2つのパターンがあります。常設型というのは、別途条例を常設して住民投票の実施に関する事項をあらかじめ定めておくもので、個別型とは、個別の案件ごとに条例を議会で審議してもらうことになります。そこで地方自治法では、条例制定に関する直接請求ができるということになっているので、選挙権を有する者の50分の1署名が、地方自治法の条件になっています。したがって自治基本条例に特別の定めがないとしても住民投票条例の直接請求というのはできるのだということです。法律でも保障されていることです。しかし、そうだけれども住民投票については、重要なものとしての位置付けをしっかりと書き込んだうえで、具体的にその条例を定めるための手続きをつくり出すということをうたっておくのが、自然なことであろうということです。それで、書かないと住民投票を重視していないということに捉えられる可能性があるのです。ここは規定する必要があります。それから、やはり住民の意見を特に議会との関係の中で市民に直接聞かなければならない案件が生まれてくると言うことが行政のトップとして判断される場合には、住民投票を条例に基づいて実施するということは市長としてとても重要な民主的運営の方法なので、市長はという主語を使うわけです。ですからここは、市長はという主語を使っておいた方が良いでしょう。ここは重要なところなので私見を述べましたけれども、ここは、具体的なことは別途定めるということで、現行のままで行きましょう。

委員

ここの住民というのは、市民ではなくて住民ということでよろしいでしょうか。

会長

ここは、住民投票条例の中で詳しく選挙権を有する者については規定しますので、ここは住民投票でよろしいと思います。それでは、9時になりましたので、ここで一旦切りたいと思います。というのは、まだ19ページのパブリックコメント以降、関市ならではの参画と協働に関わる事項が用意されています。今日は最後まで進めることは難しいと思いますので、今日はここまで留めておいてよろしいでしょうか。

会長

それでは、2時間審議いたしましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。残りの部分については、次の会合で審議させていただきたいと思います。事務局から次回の予定をお知らせさせていただきたいと思います。

事務局

本日は、慎重審議ありがとうございました。次回の会議の日程でございますが、12月19日、木曜日に開催したいと思います。時間は7時から、場所はこの大会議室で行いますので予定をお願いします。それで当初の予定では、12月で何とか答申できるような素案ができないかと思っていましたが、この次に全てまとめることができなければ、もう一度、1月に開催していただいて、何とかまとめていきたいと思います。それからこの条例を6月の議会に上程するという目標で行きますと3月にパブリックコメント、住民の皆さんへの説明会とか行っていくことになると思います。したがって1月あたりで答申をいただければ、この予定が可能かなと考えております。最悪それも難しいということになると少しずつ遅れていくことになろうかと思っています。予定としましては、12月でまとまれば良いのですが、だめな場合は1月のもう一度開いてまとめたいと事務局は考えています。なお9月の議会の全協で大体の概要を説明しました。何回も議会の方に進捗状況を説明しておくことが必要だと考えておまして、12月にも議会がありますので、ここの最終日で全員協議会を開いていただいて今日までの進捗状況を案ではございますが、提示しながら説明したいと考えていますので、合わせてご報告させていただきます。

会長

それでは、今回は12月19日の開催になります。年の瀬でお忙しいところ恐縮ではありますが、皆さんご参集いただきたいと思います。また今日、すべての資料が配られましたので、次回必ずご持参ください。今日のようなかたちで、皆さんから多様な意見をいただき、とりわけ提案

をもって参画していただけるので、正確な文案をつくるうえで大変役立ちますので、次回も建設的な文書提案をお願いいたします。なお今日までのところについては、私と事務局で、この間も十分な時間をかけて準備をしたのですが、またあらためて今日までのところについては、文案に反映させていきたいと思います。

委員

ちょっとお願いなのですが、資料の 11 ページですが、財政運営について、過去に行政モニターをしていた時にも同じ質問をしたのですが、10 年後に関市の借金がどのようになるのかということを聞きました。そのようなことを分かりやすく市民に知らせることが重要だと思いますが、今回の協議事項のところでは、その内容がなかったと思いますので、次回は審議の場に出してほしいと思います。

会長

それは、財政運営を効果的、効率的にするだけでなく、それをきちんと市民に説明するということがよろしいでしょう。

委員

市民に分かりやすく説明するということです。

会長

今のご意見については、どのように反映できるか検討して素案をつつていきたいと思います。それでは、本日の審議会を終了したいと思います。

(閉会 午後 9 時 09 分)